

# 保険診療について

整骨院(接骨院)で保険が適用となる症状は  
痛めた原因が明確な最近のケガだけです  
それ以外の症状(慢性腰痛や肩こりなど)で  
保険を使用した場合は処罰の対象となります

〈保険適用となる症状〉

- 【捻挫 打撲 挫傷(挫滅) 肉離れ ぎっくり腰 など】
- 【骨折 脱臼の場合は医師の同意が必要 となります】

〈保険施術の窓口料金について〉 ※1

【初回のめやす】

一割負担の方	230～490 円
二割負担の方	460～930 円
三割負担の方	680～1460 円

## 《保険施術の注意点》

- 通院の間隔が2週間以上空いた場合は保険適用外となります
- 保険診療適用となるのは痛めた日から2週間以内の症状に限ります
- 同じ症状で保険適用可能な期間は基本的に最長6か月間となります
- 保険施術のみの場合は 痛めた箇所のみ の施術 となります
- 診断書等の発行には別途2000円が必要となります(学校保険は除く)
- 領収書の再発行は行っておりません。紛失しないようにお気をつけ下さい
- 交通事故・労災の場合は料金や手続きが異なりますのでご相談ください
- 保険施術を行った場合、ご自宅に保険者(国保・組合・協会など)から [照会書] が送付される場合があります(送付に際しての基準はありません)  
症状名などに記入ミスなどがあった場合、保険が適用されなくなる可能性  
がございますので不安な場合は事前にご相談ください